

岡労発基 0217 第 2 号
令和 7 年 2 月 17 日

岡山県診療放射線技師会長 殿

岡山労働局長
(公印省略)

エックス線装置構造規格の一部を改正する件の公布等について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は労働者の安全と健康の確保対策推進にご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて標記について、エックス線装置構造規格(昭和 47 年労働省告示第 149 号。以下「告示」という。)が、令和 7 年 2 月 10 日に改正され、令和 7 年 4 月 1 日から施行(一部経過措置あり。)するとされたところです。

その改正の趣旨、内容等は別添のとおりとなりますので、貴機関におかれましてはご承知おきいただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

エックス線装置構造規格の一部を改正する件の公布等について

エックス線装置構造規格の一部を改正する件（令和7年厚生労働省告示第22号）については、令和7年2月10日に公布され、令和7年4月1日より適用されることとなったところである。

今般の改正の趣旨及び概要等は、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨等

国際電気標準会議規格、医療用エックス線装置基準（平成13年厚生労働省告示第75号）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）との整合性を図る観点から、エックス線装置構造規格（昭和47年労働省告示第149号）を改正したものであること。

医療用のエックス線装置については、医療用エックス線装置基準及び医療法施行規則の適用も受けるため、従前より整合性を図ってきたところであるが、医療用エックス線装置基準及び医療法施行規則については、今回のエックス線装置構造規格の改正と同趣旨の改正が令和4年3月31日に行われており、令和7年4月1日に適用又は施行される予定である。

2 改正の概要

歯科診療用のエックス線装置が備えなければならない要件を、手持ち式の装置と手持ち式以外の装置で分けて設定するとともに、手持ち式の装置の要件を従来よりも厳しい要件としたものであること。なお、手持ち式以外の装置の要件は従来の要件から変更はないこと。

3 経過措置

エックス線装置構造規格の一部を改正する件の適用の際、令和7年4月1日前に製造され、又は輸入されたエックス線装置に対するエックス線装置構造規格第1条第1項の規定の適用については、なお従前の例によること。

エックス線装置構造規格の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二十二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条及び電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第十条第二項の規定に基づき、エックス線装置構造規格（昭和四十七年労働省告示第百四十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。ただし、令和七年四月一日前に製造され、又は輸入されたエックス線装置については、この告示による改正後のエックス線装置構造規格の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和七年二月十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改正後

(構造)

第一条 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十三条第三項第二十二号に掲げるエックス線装置(以下「エックス線装置」という。)のうち医療用のもののエックス線管は、利用線錐以外の部分のエックス線の自由空気中の空気カーマ率(以下「空気カーマ率」という。)が、次の表の上欄に掲げるエックス線装置の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる地点において、それぞれ同表の下欄に掲げる空気カーマ率以下になるように遮へいされているものでなければならない。

エックス線装置の区分 (略)	地 点 (略)	空気カーマ率 (略)
手持ち撮影を意図しない口内法撮影に使用するエックス線装置で波高値による定格管電圧が一二五キロボルト以下のもの	エックス線管の焦点から一メートル	二五〇マイクログレイ毎時
手持ち撮影を意図する口内法撮影に使用するエックス線装置で波高値による定格管電圧が一二五キロボルト以下のもの	装置表面	五〇マイクログレイ毎時

改正前

(構造)

第一条 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十三条第三項第二十二号に掲げるエックス線装置(以下「エックス線装置」という。)のうち医療用のもののエックス線管は、利用線錐以外の部分のエックス線の自由空気中の空気カーマ率(以下「空気カーマ率」という。)が、次の表の上欄に掲げるエックス線装置の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる地点において、それぞれ同表の下欄に掲げる空気カーマ率以下になるように遮へいされているものでなければならない。

エックス線装置の区分 (略)	地 点 (略)	空気カーマ率 (略)
口内法撮影に使用するエックス線装置で波高値による定格管電圧が一二五キロボルト以下のもの	エックス線管の焦点から一メートル	二五〇マイクログレイ毎時
(新設)	(新設)	(新設)

2 · 3 (略)	(略)
	(略)
	(略)

2 · 3 (略)	(略)
	(略)
	(略)

(略)	最大積載量が一トン以上の不整地運搬車の運 転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
(略)	一 (略) 二 建設業法施行令第三十七条に規定する 建設機械施工管理技術検定に合格した者 (労働安全衛生規則別表第三下欄の規定 に基づき厚生労働大臣が定める者第九号 に規定する者を除く。) 三 (略)

(略)	最大積載量が一トン以上の不整地運搬車の運 転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
(略)	一 (略) 二 建設業法施行令第三十四条に規定する 建設機械施工管理技術検定に合格した者 (労働安全衛生規則別表第三下欄の規定 に基づき厚生労働大臣が定める者第九号 に規定する者を除く。) 三 (略)

附 則
この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は令和六年十二月十三日から適用する。

○厚生労働省告示第二十二号

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第四十二条及び電離放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号)第十条第二項の規定に基づき、エックス線装置構造規格(昭和四十七年労働省告示第四百十九号)の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。ただし、令和七年四月一日前に製造され、又は輸入されたエックス線装置については、この告示による改正後のエックス線装置構造規格の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和七年二月十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

2・3 (略)	改正後		改正前	
	(構造)	第一条 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十三条第三項第二十二号に掲げるエックス線装置(以下「エックス線装置」という。)のうち医療用のもののエックス線管は、利用線維以外の部分のエックス線の自由空気カーマ率(以下「空気カーマ率」という)が、次の表の上欄に掲げるエックス線装置の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる地点において、それぞれ同表の下欄に掲げる空気カーマ率以下になるように遮へいされているものでなければならない。	(構造)	第一条 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十三条第三項第二十二号に掲げるエックス線装置(以下「エックス線装置」という。)のうち医療用のもののエックス線管は、利用線維以外の部分のエックス線の自由空気カーマ率(以下「空気カーマ率」という)が、次の表の上欄に掲げるエックス線装置の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる地点において、それぞれ同表の下欄に掲げる空気カーマ率以下になるように遮へいされているものでなければならない。
	エックス線装置の区分	地 点	エックス線装置の区分	地 点
	(略)	(略)	(略)	(略)
	手持ち撮影を意図しない口内法撮影に使用するエックス線装置で波高値による定格管電圧が二五キロボルト以下のもの	エックス線管の焦点から一メートル	口内法撮影に使用するエックス線装置で波高値による定格管電圧が二五キロボルト以下のもの	エックス線管の焦点から一メートル
	装置表面	毎時	(新設)	毎時
	五〇マイクログレイ毎時	(略)	(新設)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	空気カーマ率	(略)	空気カーマ率	(略)